

令和元年 6 月 4 日

各 位

パラカ株式会社

03-6841-0809

青森テレビによる誤報に関する訂正報道はいまだに在りません。

当社は昨年来、ねぶた祭り開催期間における当社運営駐車場に関する青森テレビの報道に対し、訂正放送を行うよう要請をしてきましたが、いまだにその訂正報道はなされていません。したがって、令和元年5月20日、当社代理人より青森テレビに対し、①青森テレビの平成31年3月15日付け回答書（以下、同回答書）に対する反論等、②訂正報道の要請、③青森テレビ審議会の議事録の開示請求を行いました。

① 反論等

I. 「不十分な取材行為があった」のではなく「取材行為自体をしていなかった」

「不適切な取材行為があった」のではなく「取材しなかったこと自体が不適切であった」

同回答書で、株式会社青森テレビは、報道に先立ち、「当社に対する取材を一切行わなかった」ことを認める一方、同回答書の別の箇所で「不十分な取材行為があった」としています。当社は、株式会社青森テレビに対し、電話録音データを提出し、「当社に対する取材が一切無かったこと」を明らかにし、株式会社青森テレビもこれを確認しています。

したがって、当社は株式会社青森テレビに対し、「不十分な取材行為があった」のではなく「取材行為自体をしていなかった」ことを指摘しました。また、同回答書には「不適切な取材行為があった」とも記されているため、「取材しなかったこと自体が不適切であった」とするよう指摘いたしました。

II. 報道の基本原則からの逸脱

株式会社青森テレビが訂正報道をしない理由の主旨は、「取材はしなかった」が「事実誤認はなかった」から、というものです。

同社は「日本語俗語辞典」に、「ぼったくり」とは「市場価格を大きく上回る法外な値段をとる行為」と書かれており、この一部を切り取り「60分5,000円は、『市場価格を大きく上回る値段』と断じ、したがって、事実誤認はない、としています。

これに対し、当社は、株式会社青森テレビのこの姿勢は、報道の基本原則から大きく逸脱していることを指摘いたしました。そもそも、本件において、事実は「60分5,000円」という部分だけであり、「ぼったくり」には、株式会社青森テレビの独自の評価が入っていることは明らかです。「ぼったくり」は評価であり、事実ではありません。

報道の正確性や客観性・公平性など「客観報道は、現代ジャーナリズムの基本原則とな

っています。客観報道とは、1. 報道事実を曲げずに描写すること（事実性原則）、2. 報道する者の意見を含まないこと（没論評原則）、3. 意見が分かれる事柄は一方の意見に偏らず報道すること。（不偏不党原則）と定義づけられています。そして、客観報道を実現するために、記者や編集者、1. 事実を十分集めたか、2. 事実の裏付けはしたか、3. 偏った立場から見ていないか（Wikipedia より抜粋）などが求められています。

市場価格を大きく上回ると断じているのは「青森テレビの記者や編集者」であり、『没論評原則』に反し、当社への取材を一切行わなかったのは、『事実は十分集めたか』『事実の裏付けはしたか』に反し、また、『不偏不党原則』にも反することを指摘いたしました。

また、商品の値段やサービスの料金が高いか安いかは、報道機関が判断することではなく、消費者や利用者が判断し、消費者や利用者がその自由意思に基づいて商品の購入やサービスの利用を決定するという、至極当然のことを指摘いたしました。

なお、平成31年2月27日付、夕刊にて西日本新聞が福岡ドーム近隣の商業施設駐車場における駐車料金に関して、『福岡ドーム周辺の商業施設のお客様が優先的に入庫できるように、したいという意図をもって、特別料金7000円を加算するという内容』について、報道しておりますが、西日本新聞の記事は、株式会社青森テレビと全く異なり、正確性や客観性・公平性をもった記事となっております。このことも青森テレビに対して指摘しました。

更に、「ぼったくり」の定義について、株式会社青森テレビが引用した「日本語俗語辞典」における「俗語」とは、「卑俗な言葉」、「スラング」の意であり、公共の場での使用には適さないことを指摘いたしました。

② 訂正報道の要請

当社は、株式会社青森テレビに対し、少なくとも「ぼったくり」という表現が適切ではなかったこと及び取材方法が適切ではなかったこと（一切の取材を行わないで報道したこと）、についての訂正報道を再度要求いたしました。

③ 審議会の議事録の開示請求

平成30年8月20日、当社は株式会社青森テレビ宛てに、当社に対する取材がなかったことを指摘しました。

これに対し、株式会社青森テレビは、「平成30年8月9日午前9時45分、電話取材をした」と主張し、更に、こともあろうか、当社（パラカ）がホームページ上で行った、「青森テレビが当社に対し一切取材をしなかった」という開示に対し「名誉棄損」とまで回答してきております。

前述のとおり当社は、大変な労力を割き、電話録音データを調査し、「株式会社青森テレビの取材」が無かったことを明らかにしました。

このように、株式会社青森テレビは、当初から十分な社内調査を一切行わず、虚偽の回答を臆面もなく送りつけてきた挙句、いまだに独自の理論を主張し続けています。株式会社青森テレビには、信頼に値する管理・組織・コンプライアンス体制が存在しないものと当社は、考えています。

また、株式会社青森テレビは、青森テレビ番組審議会の内容について、通常、その要旨を審議内容としてWEBサイト (<http://www.atv.jp/council/>) で開示していますが、本件のように小さくない問題について、これまで9ヶ月以上にわたり、審議したという内容を一切確認できないことから、株式会社青森テレビには、自社について都合の悪いことを隠蔽しようとする企業体質があるのではと、強い疑念を抱いております。

したがって、当社は、引き続き、本件について議論した審議会の議事録の開示を強く求めております。

以上